令和2年度 第3回天童市農業委員会総会 会議録

令和2年6月15日(月)午後1時30分第3回天童市農業委員会総会を市役所 5階会議室に招集した。

1 出席委員

	1番	遠	藤	市	雄	2番 那 須 桂 子
	3番	熊	澤	八	弘	4番 齋藤照 一
	5番	横	Щ		愛	6番 秋 保 茂 男
	7番	原	田	光一	郎	8番 長谷川喜久
	9番	片	桐	久	雄	10番 清 野 貢 市
1	1番	佐	藤	善	治	12番 三 宅 藤 義
1	3番	松	田	康	政	14番 太 田 博 巳
1	5番	梅	津	節	子	16番 今 野 滋
1	7番	細	矢	幸	市	18番 佐 藤 悦 雄
1	9番	堀	越	重	助	

2 欠 席 委 員 なし

3 出席事務局職員

事務局長 今 田 明 事務局長補佐 澤 和 彦 主 事 大 貫 彰 太

- 4 議 事 日 程
 - 第1 農業委員会憲章朗読
 - 第2 開会
 - 第3 議事録署名委員の指名
 - 第4 委員長報告(運営委員長、農地常任委員長)
 - 第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答」 「農地改良(畑地への変更)受付状況報告書」

「農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況報告書(相続等)」

「農地法第5条の規程による農地転用届出書の受理について」

第6 議事

承認第3号 議決事件の取消について

承認第4号 農地法第18条第6項の規定による通知の審査について

議第9号 農地法第3条の規定による許可について

議第10号 農地法第5条の規定による許可について

議第11号 令和2年度第3回農用地利用集積計画について

第7 閉会

5 議 事 録

午後1時30分 開会

事務局長

新型コロナウイルスの対応については、本市の感染症対策本部の方針に基づき進めますのでよろしくお願いします。

本日の総会は、新型コロナウイルスの感染対策のため、できるだけ 短時間で行いますので御協力をお願いします。

したがいまして、農業委員会憲章の朗読は省略いたします。

議長

(会長あいさつ)

議長

ただ今より、去る6月10日付け天童市農業委員会告示第4号をもって招集しました、令和2年度第3回天童市農業委員会総会を開会いたします。

議長

本日は全員出席でありますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事進行は、総会資料を事前に配布しておりますので、事務 処理報告は読み上げを省略し、承認第4号、議第9号、議第11号に ついては集約した説明とします。

本日の進め方について異議のある方はいますか。

(異議なしの声)

異議ないようですので、そのように取扱います。

議長

日程第3 議事録署名委員を指名します。

5番 横山爱委員。

6番 秋保茂男委員。

両委員にお願いいたします。

議 長 日程第4 委員長報告をお願いします。熊澤八弘農地常任員長。

熊澤委員 本日午後1時から第2回農地常任員会を開催いたしました。空き家 に付属した農地の審査をし、問題なしとなったことを報告します。

議 長 日程第5 事務処理報告をお願いします。

事務局長 報告事項については資料に記載のとおりですので、読上げは省略させていただきます。

議 長 事務局から報告がありましたが、御質問等ありませんか。 (質問なし)

議 長 日程第6 議事に入ります。承認第3号「議決事件の取消について」 を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議 長 ただ今説明がありましたが、質問等ありますか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。承認第3号について御異議ございませんか。 (異議なしの声)

議 長 承認第3号については異議なしと認め承認することに決定いたします。

承認第4号「農地法第18条第6項の規定による通知の審査について」を上程します。事務局は集約して説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議 長 御質問等ありますか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。承認第4号について御異議ございませんか。 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、承認第4号について承認することに決定します。 議第9号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。 事務局は集約して説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議 長 地区担当農業委員の説明を求めます。1番、齋藤照一委員。

齋藤委員 申請事由のとおりです。

議長2番、遠藤市雄委員。

遠藤委員 申請事由のとおりです。

議長 3番、4番、松田康政委員。

松田委員 申請事由のとおりです。

議長 5番、今野滋委員。

今野委員 申請事由のとおりです。

議長地区担当農業委員から説明がありましたが、質問等ありますか。

片桐委員 6月の田の貸借、所有権移転については、既に代かきや田植等が終 わっているので遠慮してほしいと事務局から言われました。しかし、 子の総会で貸借や売買が行われています。このことについて理由をお 尋ねします。

事務局 今回の3条の案件は、作付前に申請をいただいたので受け付けております。以前、片桐委員から問い合わせのあった件は、利用集積計画での田の貸借でしたので、原則農閑期での申請になると話したものです。

片桐委員 利用集積計画は別であるということですか。

事務局長 農地の貸し借りについては、基本的に作付前に貸し借りを終えて農作業に入っていただくという取扱いをしています。

ただし、作付が始まってからやむを得ない理由により貸し借りを進めなければならないという事由もありますので、そのような場合は手続きをしているということです。

農地法第3条では申請時期に制限を設けておりませんが、利用集積 計画については原則農閑期で、作付前若しくは作付が終わってからと お願いしております。

ただし、やむを得ない状況の場合もありますので、その都度対応しております。

片桐委員やむを得ない状況とはどのようなときですか。

事務局長 所有者が病気やけが、死亡等で耕作が継続して行うことができない 場合などを想定しています。

議 長 お諮りいたします。議第9号について御異議ございませんか。 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第9号については可決することに決定いたします。

議 長 議第10号「農地法第5条の規定による許可について」を上程しま す。事務局は簡潔に説明をお願いします。 事務局 (資料に基づき説明)

議 長 地区担当農業委員の説明を求めます。1番、熊澤八弘委員。

熊澤委員申請事由のとおりです。

議長 2番、佐藤悦雄委員。

佐藤悦雄委員 申請事由のとおりです。

議長 3番、4番、三宅藤義委員。

三宅委員 申請事由のとおりです。

議 長 調査会委員の説明を求めます。

太田委員 6月5日に松田委員と事務局と共に調査を行いました。調査会としては、何ら問題ないと御報告申し上げます。

議 長 ただ今説明がありましたが、質問等ありませんか。

(質問なし)

議 長 お諮りいたします。議第10号については御異議ございませんか。 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第10号について可決することに決定いたします。

議 長 議第11号「令和2年度第3回農用地利用集積計画について」を上 程します。

> 私はこの案件に関連していますので退席いたします。その間の議 長については、遠藤会長職務代理者にお願いします。

(堀越会長退席)

議 長 会長退席のため議長を務めさせていただきます。議第11号について、事務局は集約して説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 お諮りいたします。議第11号について御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議第11号について可決することに決定いたしま す。議長を交代いたします。

(堀越会長戻る)

議 長 以上をもちまして、令和2年度第3回天童市農業委員会総会を閉会 いたします。